

決 議

(平成26年5月22日 於 定時総会)

一般社団法人日本産業機械工業会

わが国経済は、足元では消費税率引き上げに伴う影響があるものの、各種経済政策の効果により明るさが戻り始め、2020年のオリンピック・パラリンピックの東京開催が決定するなど、将来への期待が高まっている。

長引くデフレからの脱却と経済再生を実現する好機を迎えつつある今こそ、民間が総力を発揮し、新たな成長機会の創出や拡大に努めなければならない。

そのため、我々製造業は、自らの構造改革の推進や、イノベーションの加速、グローバル化への対応等の重要課題に取り組み、世界的な市場環境の変化に対応する「ものづくり」体制を確立し、力強く成長・発展していくことで、民間主導の持続的な経済成長の実現に貢献していく必要がある。

一方で、企業が自らの持つ活力を最大限に発揮していくためには、わが国が抱える構造的問題を解消していく必要があるとあり、諸外国に比べて高い法人実効税率の引き下げや、電力不足・エネルギーコスト上昇の回避、規制改革の進展、経済連携協定の推進等により、世界で一番ビジネスしやすい環境を整備していくことが求められる。

また、アベノミクス「第3の矢」である成長戦略の着実な実行により、民間活力を引き出し、設備投資や雇用を生み出す力を高めていくことで、経済の好循環を実現し、経済活動全体を活性化していく必要がある。

更には、東日本大震災からの復興も最重要課題であり、遅れている震災復興を目に見える形で大きく前進させていかなければならない。

こうした状況において、社会インフラから生産設備まであらゆる資本財を提供する我々産業機械業界は、被災地域の経済社会の再生に引き続き取り組むと共に、わが国の産業競争力をより一層強化するため、高品質で信頼のおける製品と高い技術力の提供に取り組んでいく所存である。

同時に、わが国の強みであるエネルギー・環境保全分野に関する技術やサービスに更に磨きをかけ、関連産業と連携しながら新たな市場を創造し、地球環境保全と日本経済の再興に引き続き貢献していきたいと考える。

よって、政策当局に対し、わが国経済の持続的成長の実現に向け、必要な諸施策について以下の通り要望を行うと共に、当業界のなすべき事項（決意）を表明する。

1. 持続的成長の実現に向けた施策

- (1) 震災復興を確実なものとするため、福島を除染等の再生事業を加速し、被災地域の生活再建・産業復興に関する規制緩和や税制優遇等を一層充実させると共に、十分な予算措置を継続して講じること。また、技術的困難が伴う廃炉や汚染水対策等の解決に向け、日本の技術力を結集する取り組みを推進すること。
- (2) 成長戦略の着実な実施により、経済社会の構造改革を重点的に推進し、産業競争力の強化を通じて経済活動を活性化させ、家計の所得向上・消費増加が企業の投資を刺激することで、更なる企業の競争力強化、国の経済成長という好循環を形成すること。
- (3) わが国の法人実効税率は海外に比べ高い水準である。わが国の立地競争力を高めると共に、研究開発投資や先端分野への投資に対する強力な後押しとするため、アジア諸国並みへ引き下げる道筋を速やかに示すこと。
- (4) 電力の安定供給やコスト低減等の環境整備は喫緊の課題であり、多様なエネルギー源を組み合わせたエネルギーミックスによる安全・安心で経済性・環境性のバランスのとれたエネルギー供給体制を早期に構築すること。
- (5) 4月の消費税引き上げに伴う景気の腰折れを防ぐための景気対策を着実に実施すること。また、社会保障と税の一体改革の趣旨に鑑み、平成27年10月の消費税率10%への引き上げを着実に実施し、現役世代の勤労者や企業が負担する社会保険料負担の増加に歯止めをかけると共に、受益と負担の均衡がとれた制度へと改革を進め、持続可能で成長と両立した社会保障制度を確立すること。
- (6) 老朽インフラの保全・整備のための公共投資を積極的かつ効率的に実施すると共に、高度な点検・診断技術や補修・更新方法の開発を加速させる各種施策の充実やPFIの導入等により、安全で安心な経済社会の構築を目指すこと。また、オリンピック・パラリンピックの東京開催に向け、各種インフラ整備を進めること。
- (7) 被災地における雇用の維持・確保の問題や、職種・企業規模間のミスマッチ、若年者・高齢者の雇用問題等の構造的な課題の解決に向け、労働市場の多様性を踏まえた雇用政策をより一層充実させること。

2. 製造業の競争力強化に向けた施策

- (1) わが国製造業が持つポテンシャルを十分に発揮するため、事業環境の国際的なイコール・フットィングを確保すると共に、企業の設備投資や研究開発投資を促進させる税制優遇措置や補助金・補助事業等の施策を一層充実させること。
- (2) 輸出競争力を更に高めるため、TPPやRCEP、FTAAP等の大型の経済連携協定や自由貿易協定への取り組みを強力に推進し、世界の新たな経済秩序作りに一層貢献すると共に、国益に沿った交渉結果を勝ち取るべく、経済外交を展開すること。また、TPP等への国民的議論を高め、理解を得るよう努めること。

- (3) わが国産業の基盤を支える中小製造業の競争力をより強化すると共に、国際的な事業活動を支援するための各種施策を一層充実させること。
- (4) 新事業・新産業創出のため、産官学連携による技術開発の推進、次世代を担う企業の若手研究者への支援制度の拡充、「ものづくり」を支える人材やグローバル人材の育成、イノベーションの創出や産業競争力の維持・強化に不可欠な理工系人材の育成等の施策を総合的に進めること。
- (5) 行き過ぎた円高が修正されたものの、今後も急変動を回避しつつ適正な為替水準を実現するため、各種施策を機動的・戦略的に展開すること。

3. エネルギー・環境保全、安全管理に関する施策

- (1) 経済の好循環を実現していくために、安全性の確認された原子力発電所については、地元の十分な理解を得ながら再稼働を進めると共に、原子力発電の安全性を世界最高水準に高めるための技術開発や人材育成等への支援を一層充実させること。
- (2) 再生可能エネルギー機器や省エネルギー機器等の普及のため、導入促進に向けた制度の充実と共に、政府系研究開発投資等の拡充や実証試験等に伴う規制緩和、製造者へのインセンティブ付与等、総合的かつ戦略的に各種施策を実行すること。
- (3) わが国の温室効果ガスの削減目標は、エネルギー需要の見通しや電源構成の数値目標等が具体的に固まった段階で決定すべきであり、その際には、科学的根拠に基づいた中立的で透明性のある開かれた議論を行うと共に、産業・運輸・家庭など部門毎の削減ポテンシャルを積み上げ、真水で設定すること。
- (4) 安全・安心社会の実現に向け安全な機械を普及させるために、機械安全の国際標準に基づく設計指針及び現場安全管理標準等の制定を推進すると共に、機械安全標準の普及に努めること。また、老朽化した生産設備の新陳代謝等、安全強化に寄与する各種投資には税制上優遇措置等の支援策を講じること。

4. 海外事業活動の促進・支援に関する施策

- (1) 日本企業が新興国等の大型インフラ整備や環境保全、エネルギー開発等に貢献するため、官民連携したトップ外交を協力を推進すると共に、円借款・無償資金協力、JICAによる投融資、JBICによる投資金融、NEXIによる貿易保険等の活用を図ること。
- (2) 海外において事業活動を安全に実施できるよう、各国の事情に応じたガイドラインの整備や緊急時の迅速かつきめ細やかな情報発信、国外退避手段の確保等、各種支援を拡充すること。
- (3) 尖閣諸島を巡る状況等、外交・安全保障問題がわが国産業の海外事業活動に影響を及ぼしている。当該国との信頼関係の再構築を進め、平和と繁栄に積極的に貢献すること。
- (4) 当該国との知的財産保護に関する協議の推進、海外競合企業への技術情報等の流出を抑止するための対策強化、租税条約の締結国の拡大や既締結条約の高水準な内容への改定、非関税障壁の撤廃等を図ること。

○当業界のなすべき事項（決意）

1. わが国の再生、競争力の強化

- (1) 震災復興を加速し、被災地域の経済社会の再生に向け業界一丸となって取り組む。また、老朽化した全国の社会インフラの整備等に取り組み、災害リスクを軽減させ、日本の立地競争力の強化に貢献する。
- (2) わが国の産業競争力のさらなる強化に貢献するため、「ものづくり力」の強化やイノベーションの加速等により付加価値の向上を図る。
- (3) エネルギー・環境分野での社会貢献を含め、新規成長分野の開拓や社会インフラ等の海外戦略の強化に努める。特に、風力発電やバイオマス等の再生可能エネルギー分野での新たな需要の開拓に取り組む。
- (4) 産業機械の標準化・規格化を推進し、市場のグローバル化への対応を図ると共に、さらなる産業の発展を目指す。
- (5) 顧客、投資家、従業員及び社会からの期待に応え、産業界の一員として法令の遵守を含めた社会的責任を果たしていく。
- (6) 産業振興に寄与する対策を検討し、取りまとめた上で政策当局に提言していく。

2. 国際協力・国際交流の推進

- (1) 新興国等のインフラ整備や環境保全等に貢献するため、現地メーカーや団体等との技術交流、啓発・普及活動を推進する。
- (2) 調査団等を派遣し、海外市場に関しての的確な情報把握に努める。
- (3) 海外の産業機械業界との協調関係をより強化する。

3. 環境問題への対応

- (1) 地球温暖化対策、廃棄物の排出削減・再利用・再資源化を推進すると共に、革新的技術の開発に努める。
- (2) 揮発性有機化合物（VOC）の使用削減のため、大気排出実績等の調査研究を進める。
- (3) 「産業機械工業の環境に関するグランドデザイン」に沿った活動の一環として「環境活動報告書」の内容の充実を図る。

4. その他

- (1) 経済対策、税務問題、労務問題、法務問題等を検討し、業界の発展に資する意見を取りまとめる。
- (2) 従業員、企業、業界の組織的努力により安全意識をさらに向上させ、産業事故を未然に防止し、職場のゼロ災害達成を目指す。